「御趣旨ニハ賛成デアルガ「他ノ團体ヨリ總聯合ノ提唱ナキ場合ハ適當ナル機會ヲトラヘテ評議會ヨリ總聯合ノ提唱ヲナサヾルベカラヌ」ト書イテアルガ果シテ御意見ノ通リナラバ他團体ノ提唱ノ有無ニ不拘評議會カラ積極的ニ働キカクベキデハナイカソレトモ提唱ノアツタ場合トナカツタ場合トノ間ニ評議會ノ態度ニ異ル點所ガアルノカドウカ」

國領

「御不審ハ御尤モデアル他ノ團体カラ提唱ガアツタ場合ハ我々ト多少意見ヲ異ニシテヲツテモ我々ハ一時忍ンデ讓歩的態度ヲホシテ之ヲ支持シ機會ヲ見テ漸次我々ノ主張ニ同化セシメル考エデアル我々カラ提唱スル場合トハ其ノ間幾分ノ相違ガアル次第デアル」

近藤（東京合同）

「全繊産階級政治闘争主義ノ指導精神ヲ一貫戦ヒ取リタル左翼労

財團法人協調會大阪支所